平成２４年（フ）第６３９２号
大阪市城東区永田３丁目10番26号　コーポ井上301
債務者　倍永久仁彦
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４３５号
大阪市東淀川区大隅１丁目６番31号　ともえマンション303号
債務者　田代　利香
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４６１号
大阪市中央区谷町６丁目17番20―903号
債務者　鈴木まな美
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４６３号
大阪府箕面市船場西２丁目22番24―210号、前住所大阪府箕面市船場東３丁目６番16―1403号
債務者　名倉　　孝
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４７７号
大阪府門真市下島町３番17号
債務者　早川　武重
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４９４号
大阪府寝屋川市成田東が丘22番４号
債務者　田鹿　朋子（旧姓住田）
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５１１号
大阪府吹田市山田西２丁目３番１―304号
債務者　石原理沙子
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５１４号
大阪府摂津市東別府５丁目４番18―105号
債務者　吉田　なぎ（旧姓橋口・西上）
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５２８号
大阪市大正区平尾２丁目18番10号　ハイツ山科101号
債務者　屋比久賢一
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６５５号
大阪市平野区背戸口２丁目５番31号　種村マンション２番館501号
債務者　賴元　裕世
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６６４号
大阪市西区本田２丁目９番16号　ビバリーヒルズ九条南５Ｃ
債務者　井口　一義
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８０８号
大阪府箕面市箕面６丁目４番41号
債務者　二川起緒里
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５号
大阪市住之江区安立２丁目８番９号　ビラ安立305
債務者　久保　貴士
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３７号
大阪府大東市北条５丁目３番34号　13号
債務者　髙橋恵美子
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５６号
大阪府東大阪市菱屋東１丁目２番38号　ロマネスクエヌ302号
債務者　田邊　順子
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６４号
大阪府東大阪市花園本町１丁目２番９号
債務者　下村三與次
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９０号
大阪市淀川区三国本町１丁目13番９―806号
債務者　中川　長子
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部